

第3区区長 上田 昭弘 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和6年5月14日付けで提案がありました、「宿2丁目、玉虫交差点通り抜け道路の危険性の軽減対策」につきましては、鳥栖警察署から「当該路線において要望された交通規制の実施は困難です」との回答があったため、警察のアドバイスにより、町独自でスピード抑制に効果がある中央線や指導停止線の設置を令和7年度中に行います。

2. 取扱いの理由

要望されている三差路交差点の交通量や交通事故の発生頻度から検討すると、一時停止の交通規制を必須とする箇所とは言い難い状況にあるため、中央線や指導停止線を設置することで対応するものです。